

5. 被災者対応

5. 被災者対応

2. 総合相談窓口の設置

被災された方への支援のため、ミューカルがくと館に総合相談窓口を設置し、生活再建をはじめとする各種支援制度の相談・申請受付等を行いました。

【設置期間】

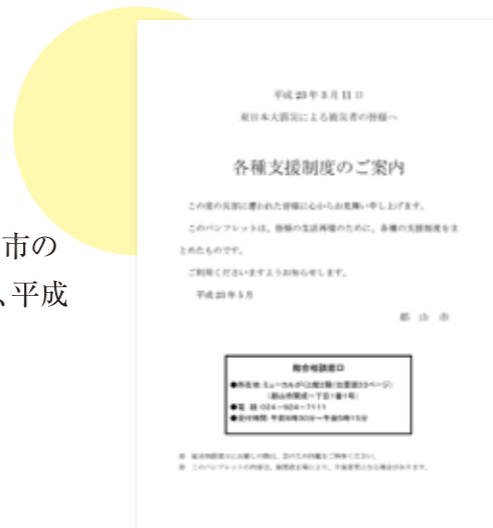
平成23年5月1日～平成24年8月3日

(1) 各種支援制度に係る窓口

窓口	内容	窓口対応職員 (人:延べ)	相談・申請件数 (件:延べ)
農業・商工業関係	農業等に関する相談	242	679
	事業者への融資等及び雇用に関する支援	324	
公共料金関係	水道料金、下水道使用料等の減免等	1,348	10,322
住宅再建関係 ※平成23年6月5日 までごみ関係含む	住宅の応急修理、公営住宅等への入居支援など	1,068	11,662
	被災建築物の応急危険度判定 解体証明書発行の支援	390	
生活再建関係	災害弔慰金、災害障害見舞金 被災者生活再建支援制度 東日本大震災義援金(国・県) 東日本大震災特別災害見舞金など	6,104	29,166
子どもの支援関係	小中学校の就学に関する相談等	476	617
税・保険料の減免 及び猶予関係	市県民税・国民健康保険税・介護 保険料・保育料の減免等の支援	1,584	22,932
家屋解体・ごみ関係	損壊家屋解体・処分等の支援	1,434	12,046

(2) 各種支援制度パンフレットの配布

各種支援制度の周知を図るため、国・県・市の支援制度を取りまとめたパンフレットを作成し、平成23年5月16日から全戸配布しました。



3. 市外からの避難者への支援

津波や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、避難を余儀なくされた富岡町や浪江町などの住民の方の受け入れを行い、各種支援を行ってきました。

(1) 原発避難者特例法に基づく避難者支援

住民票を移さなくとも、避難先で行政サービスを受けられる「原発避難者特例法」が平成24年1月1日から施行され、指定市町村の住民に対する支援等を行ってきました。

ア 原発避難者特例法に基づく指定13市町村

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

イ 指定13市町村からの避難者数の推移

- ・平成23年12月16日現在 9,117名
- ・平成24年10月1日現在 8,750名

ウ 特例で行う行政サービス

- ・教育関係 2法律 53事務
- ・医療・福祉関係 8法律 166事務



富岡町郡山事務所

(2) 郡山市独自の避難者支援

仮設住宅用地や施設等の無償貸与など、原発避難者特例法に基づかない、郡山市独自の避難者支援を行ってきました。

ア 用地の貸与

仮設住宅、仮設庁舎、仮設養護老人ホーム等に対する市有地の無償貸与を行いました。
・緑ヶ丘東七丁目ほか4箇所 合計78,365㎡

イ 施設の貸与

公共施設や小・中学校施設の空き教室を提供し、避難元自治体の執務室や児童・生徒の学校教育に供しました。